

三重県食を担う農業及び農村の活性化に関する条例（令和七年三重県条例第五十八号）

三重県食を担う農業及び農村の活性化に関する条例の一部を改正する条例

三重県食を担う農業及び農村の活性化に関する条例（平成二十二年三重県条例第五十九号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

		改 正 後		改 正 前	
目 次		三重県食を担う農業及び農村の活性化に関する条例		三重県食を担う農業及び農村の活性化に関する条例	
前文					
第一章・第二章（略）					
第三章 基本的施策					
第一節 農業生産の振興及び安全・安心な農産物の安定的な供給の促進（第十条—第十五条）			第一節 安全・安心な農産物の安定的な生産及び供給の確保（第十条—第十四条）		
第二節 農業の持続的な発展を支える農業構造の確立（第十六条—第十八条）			第二節 農業の持続的な発展を支える農業構造の確立（第十五条—第十七条）		
第三節 地域の特性を生かした農村の振興（第十九条—第二十一条）			第三節 地域の特性を生かした農村の振興（第十八条—第二十条）		
第四節 農業及び農村を起点とした新たな価値の創出（第二十二条—第二十四条）			第四節 農業及び農村を起点とした新たな価値の創出（第二十一条—第二十三条）		
第四章 地域の特性を生かした食を担う農業の振興及び農村の活性化に向けた支援（第二十五条）			第四章 地域の特性を生かした食を担う農業及び農村の活性化に向けた支援（第二十四条）		
附則			附則		
三重県は、山から海へと至る複雑な地勢と四季の変化に富んだ自然を有している。三重県の農業及び農村は、このような環境に適応し、営農上の困難を克服しながら、農産物を供給するとともに、その営みを通じて、県土の保全、良好な景観の形成、文化の伝承等の多面的機能を發揮してきた。また、「食」に			三重県は、山から海へと至る複雑な地勢と四季の変化に富んだ自然を有している。三重県の農業及び農村は、このような環境に適応し、営農上の困難を克服しながら、農産物を供給するとともに、その営みを通じて、県土の保全、良好な景観の形成、文化の伝承等の多面的機能を発揮してきた。また、「食」に		

関する意識が高まる一方、世界的な人口増加、過剰な氣候変動の影響による平均気温の上昇や豪雨の頻発化、さらには国際情勢の不安定化等に伴う輸入農産物及び農業資材の価格高騰及び入手困難な状況等により、安全・安心な農産物の安定的な供給等が求められており、農業及び農村の果たすべき役割はより重要なものとなつてきている。

関する意識の高まりとともに、安全・安心な農産物の安定的な供給等が求められており、農業及び農村の果たすべき役割はより重要なものとなつてきている。

化等に伴い増加しつつある遊休農地は、豊かな田園景観を脅かし、三重県の農村を変貌させるおそれがある。また、農産物の価格の形成において、需給事情及び品質評価が適切に反映されていないことは、農業者等の生産意欲の減退を招いており、農産物の供給が不安定になることが懸念されている。こうした見過ごすことができない状況に対処するため、三重県の農業の振興及び農村の活性化を一層図っていくことが差し迫った課題となつて

化等に伴い増加しつつある遊休農地は、豊かな田園景観を脅かし、三重県の農村を変貌させるおそれがある。また、農産物の価格の低迷は、農業者等の生産意欲の減退を招き、農産物の供給が不安定になることが懸念される。こうした見過ごすことができない状況に対処するため、三重県の農業及び農村の一層の活性化を図ることが差し迫った課題となつて いる。

県民がゆとりと豊かさを実感できる生活を

県民がゆとりと豊かさを実感できる生活を営む上では、三重県の農業及び農村が、持続可能な農業構造を確立し、安全・安心な農産物を安定的に供給する等県民の食を担つていいくことが重要である。そのためには、農産物の生産拡大の促進等農業の振興を図るとともに、農業及び農村の有する多面的機能を適切かつ十分に發揮し、県民の多様化する期待に応える新たな価値を創出するための商品の開

発、国内外の販路の拡大、地産地消の推進等
農畜物の自給力を高め、食料自給率の向上こ

つながる取組を進めていく必要がある。

このような考え方方に立つて、多様な主体が協働して、農業及び農村の様々な資源を地域の特性を生かして活用すること等により農業の振興及び農村の活性化を推進し、県民の多様化する期待に応える活力ある農業及び農村を構築するため、この条例を制定する。

このような考え方方に立つて、多様な主体が協働して、農業及び農村の様々な資源を地域の特性を生かして活用すること等により、その活性化を推進し、県民の多様化する期待にこたえる活力ある農業及び農村を構築するため、この条例を制定する。

県民がゆとりと豊かさを実感できる生活を営む上では、三重県の農業及び農村が、持続可能な農業構造を確立し、安全・安心な農産物を安定的に供給し、多面的機能を適切かつ十分に發揮するとともに、県民の多様化する期待にこたえる新たな価値を創出するための商品の開発、需要の開拓等に取り組んでいく必要がある。

県民がゆとりと豊かさを実感できる生活を営む上では、三重県の農業及び農村が、持続可能な農業構造を確立し、安全・安心な農産物を安定的に供給し、多面的機能を適切かつ十分に發揮するとともに、県民の多様化する期待にこたえる新たな価値を創出するための商品の開発、需要の開拓等に取り組んでいく必要がある。

【三重県食を担う農業及び農村の活性化に関する条例の一部を改正する条例(令和7年三重県条例第58号)】

(目的)

第一条 この条例は、食を担う農業の振興及び農村の活性化に関する施策等について、基本理念及びその実現を図るのに基本となる事項を定め、並びに県の責務、農業者等の役割の役割等を明らかにすることにより、食を担う農業の振興及び農村の活性化に関する施策等を総合的かつ計画的に推進し、もつて県民生活の安定向上及び地域経済の健全な発展を図ることを目的とする。

(定義)

第二条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

一～四 (略)

五 安全・安心農業生産 農産物の安全性

及びその安全性に対する信頼の確保を図るための生産管理の下にあり、農業の自然循環機能（農業生産活動が自然界における生物を介在する物質の循環に依存し、かつ、これを促進する機能をいう。）が維持増進され、及び環境への負荷の低減が図られる農業生産活動をいう。

(基本理念)

第三条 食を担う農業の振興及び農村の活性化は、県民がゆとりと豊かさを実感できる生活を営む上で、食に対する県民の多様化する期待に応えるとともに、将来にわたって農業が持続的に営まれること並びに農産物の生産拡大等の促進及び地産地消の推進を図ることで自給力を高め、食料自給率の向上につなげていくことが重要であることに鑑み、その実現を図るために、次に掲げる事項が行われることを基本としなければならない。

一 農産物については、その安全性が確保され、及び安心して安定的に消費できることが県民の健全な食生活の基礎であることに鑑み、県民をはじめとする消費者

(目的)

第一条 この条例は、食を担う農業及び農村の活性化に関する施策等について、基本理念及びその実現を図るのに基本となる事項を定め、並びに県の責務、農業者等の役割等を明らかにすることにより、食を担う農業及び農村の活性化に関する施策等を総合的かつ計画的に推進し、もつて県民生活の安定向上及び地域経済の健全な発展を図ることを目的とする。

(定義)

第二条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

一～四 (略)

五 安全・安心農業生産 農産物の安全性

及びその安全性に対する信頼の確保を図るための生産管理の下にあり、農業の自然循環機能（農業生産活動が自然界における生物を介在する物質の循環に依存し、かつ、これを促進する機能をいう。）が維持増進される農業生産活動をいう。

(基本理念)

第三条 食を担う農業及び農村の活性化は、県民がゆとりと豊かさを実感できる生活を営む上で、食に対する県民の多様化する期待に応えるとともに、将来にわたって農業が持続的に営まれることが重要であることから、次に掲げる事項が行われることを基本としなければならない。

一 農産物については、その安全性が確保され、及び安心して安定的に消費できることが県民の健全な食生活の基礎であることにから、需要に応じた安定的な

の期待に応えるため、安全・安心な生産が確保されることにより、将来にわたつて、安定的な供給が行われること。

二 農業については、県民から求められる農産物の供給の機能及び多面的機能の重要性に鑑み、創意工夫を生かした多様な農業経営が確立され、及び必要な農地、農業用水その他の農業資源が確保されることにより、その持続的な発展が図られること。

三 農村については、農業者を含めた地域住民の生活の場であるとともに、農業の持続的な発展の基盤であることに鑑み、農産物の供給の機能及び多面的機能が適切かつ十分に發揮されるよう、生活環境の整備及び地域の特性を生かした活力の向上により、その振興が図られること。

四 農業及び農村の新たな価値の創出については、県民の多様化する期待に応える価値を新たに創出し、及び提供していくことが重要であることに鑑み、県民と農業者等の相互理解の促進を図りつつ、農業及び農村が有する資源を有効に活用することにより、その促進が図られること。

(県の責務)

第四条 県は、基本理念のつとり、食を担う農業の振興及び農村の活性化に関する施策等を策定し、及びこれを総合的かつ計画的に実施する責務を有する。

2・3 (略)

(農業者等の役割)

第五条 農業者等は、基本理念のつとり、食を担う農業の振興及び農村の活性化に主体的に取り組むとともに、農業の振興及び食料自給率の向上に寄与するよう努めるものとする。

生産及び安全・安心が確保されることにより、将来にわたつて、安定的な供給が行われること。

二 農業については、県民から求められる農産物の供給の機能及び多面的機能の重要性にかんがみ、創意工夫を生かした多様な農業経営が確立され、及び必要な農地、農業用水その他の農業資源が確保されることにより、その持続的な発展が図られること。

三 農村については、農業者を含めた地域住民の生活の場であるとともに、農業の持続的な発展の基盤であることにかんがみ、農産物の供給の機能及び多面的機能が適切かつ十分に發揮されるよう、生活環境の整備及び地域の特性を生かした活力の向上により、その振興が図られること。

四 農業及び農村の新たな価値の創出については、県民の多様化する期待にこたえる価値を新たに創出し、及び提供していくことが重要であることにかんがみ、県民と農業者等の相互理解の促進を図りつつ、農業及び農村が有する資源を有効に活用することにより、その促進が図られること。

(県の責務)

第四条 県は、前条に規定する基本理念(以下「基本理念」という。)のつとり、食を担う農業及び農村の活性化に関する施策等を策定し、及びこれを総合的かつ計画的に実施する責務を有する。

2・3 (略)

(農業者等の役割)

第五条 農業者等は、基本理念のつとり、食を担う農業及び農村の活性化に主体的に取り組むよう努めるものとする。

【三重県食を担う農業及び農村の活性化に関する条例の一部を改正する条例(令和7年三重県条例第58号)】

		2・3 (略) (推進体制の整備)
第七条 県は、農業者等の主体的な取組の助長並びに市町、農業者等、食品産業事業者その他関係者との円滑な連携及び協働を図り、食を担う農業の振興及び農村の活性化に関する施策等を総合的かつ計画的に推進するための体制を整備するものとする。	第八条 県は、食を担う農業の振興及び農村の活性化に関する施策等を実施するため、必要な財政上の措置を講ずるよう努めるものとする。	第九条 知事は、基本理念にのっとり、食を担う農業の振興及び農村の活性化に関する施策等の総合的かつ計画的な推進を図るための基本的な計画（以下「基本計画」という。）を定めるものとする。
2 基本計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。 一 食を担う農業の振興及び農村の活性化に関する基本的な方針及び食料自給率その他の主要な目標 二 食を担う農業の振興及び農村の活性化に関する基本的施策 三 地域の特性を生かした食を担う農業の振興及び農村の活性化に向けた支援に関する措置その他必要な事項	2 基本計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。 一 食を担う農業及び農村の活性化に関する基本的な方針及び主要な目標 二 食を担う農業及び農村の活性化に関する基本的施策 三 地域の特性を生かした食を担う農業及び農村の活性化に向けた支援に関する措置その他必要な事項	2 基本計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。 一 食を担う農業及び農村の活性化に関する基本的な方針及び主要な目標
3・7 (略)	3・7 (略)	3・7 (略)
第一節 農業生産の振興及び安全・安心な農産物の安定的な供給の促進 (水田農業の振興)	第一節 安全・安心な農産物の安定的な生産及び供給の確保 (水田の最適な利用)	第一節 食を担う農業及び農村の活性化に関する基本的な生産及び供給の確保 (水田の最適な利用)
第十条 県は、水田農業の振興を図るため、稲、小麦、大豆その他農作物の生産の拡大の促進、安定的な供給の促進、生産性の向上の促進その他必要な施策を講ずるものとする。	第十条 県は、水田の最適な利用を図るため、稲、小麦、大豆その他農作物の需要に応じた生産及び供給の促進、生産性の向上の促進その他必要な施策を講ずるものとする。	第十条 県は、農業者等の主体的な取組の助長並びに市町、農業者等、食品産業事業者その他関係者との円滑な連携及び協働を図り、食を担う農業及び農村の活性化に関する施策等を総合的かつ計画的に推進するための体制を整備するものとする。

			（園芸農業の振興）
第十二条	県は、園芸農業の振興を図るため、生産の拡大の促進、安定的な供給の促進、新品種及び優良品種に関する情報の提供、品質の向上の促進その他必要な施策を講ずるものとする。	第十二条	県は、畜産業の振興を図るため、生産の拡大の促進、安定的な供給の促進、家畜衛生の向上、畜産物の流通体制の整備、家畜排せつ物の利用の促進その他必要な施策を講ずるものとする。
（畜産業の振興）		（畜産の健全な発展）	
第十二条	県は、畜産業の振興を図るため、生産の拡大の促進、安定的な供給の促進、家畜衛生の向上、畜産物の流通体制の整備、家畜排せつ物の利用の促進その他必要な施策を講ずるものとする。	第十二条	県は、畜産の健全な発展を図るために、需要に応じた生産及び供給の促進、家畜衛生の向上、畜産物の流通体制の整備、家畜排せつ物の利用の促進その他必要な施策を講ずるものとする。
（販路の拡大及び合理的な価格形成の促進）		（畜産の健全な発展）	
第十三条	県は、農産物の販路の拡大を図るため、農産物の魅力の発信、地方卸売市場の活性化、食育及び地産地消を通じた県民をはじめとする消費者の需要の拡大、食品産業事業者、観光事業者その他関係者との連携の促進、輸出の促進その他必要な施策を講ずるものとする。	第十三条	県は、農産物の価格形成に当たり、持続的な供給に要する合理的な費用が考慮されるよう、県民をはじめとする消費者、農業者等及び食品産業事業者の相互理解の促進その他必要な施策を講ずるものとする。
2	県は、農産物の価格形成に当たり、持続的な供給に要する合理的な費用が考慮されるよう、県民をはじめとする消費者、農業者等及び食品産業事業者の相互理解の促進その他必要な施策を講ずるものとする。	第十三条	県は、経営意欲及び経営能力を有する農業者等の育成及び確保を図るため、農業経営の安定化、規模の拡大及び効率化の促進、創意工夫を生かした経営の複合化及び多角化の促進その他必要な施策を講ずるものとする。
第十四条・第十五条	（略）	（多様な農業経営の確立）	
第十六条	県は、力強い農業構造の確立に向けて、経営意欲及び経営能力を有する農業者等の育成及び確保を図るため、農業経営の安定化、規模の拡大及び効率化の促進、創意工夫を生かした経営の複合化及び多角化の促進その他必要な施策を講ずる。	第十五条	（多様な農業経営の確立）
3	（略）	（多様な農業経営の確立）	
2	（略）	（多様な農業経営の確立）	
3	県は、家族農業経営に係る農業者、農業経営の支援を行う事業者その他の多様な農		

する。

(園芸農業の振興)

第十一條 県は、園芸農業の振興を図るため、生産の拡大の促進、安定的な供給の促進、新品種及び優良品種に関する情報の提供、品質の向上の促進その他必要な施策を講ずるものとする。

(畜産業の振興)

第十二条 県は、畜産業の振興を図るため、生産の拡大の促進、安定的な供給の促進、家畜衛生の向上、畜産物の流通体制の整備、家畜排せつ物の利用の促進その他必要な施策を講ずるものとする。

（賄賂の威力及て）

第十三条 県は、農産物の販路の拡大を図るために、農産物の魅力の発信、地方卸売市場の活性化、教育及び地産地消を通じた県民をはじめとする消費者の需要の拡大、食品産業事業者、観光事業者その他関係者との連携の促進、輸出の促進その他必要な施策を講ずるものとする。

2 県は、農産物の価格形成に当たり、持続的な供給に要する合理的な費用が考慮されるよう、県民をはじめとする消費者、農業者等及び食品産業事業者の相互理解の促進その他必要な施策を講ずるものとする。

第十四条・第十五条（略）

（多様な農業経営の研究）

けて、経営意欲及び経営能力を有する農業者等の育成及び確保を図るため、農業經營の安定化、規模の拡大及び効率化の促進、創意工夫を生かした経営の複合化及び多角化の促進その他必要な施策を講ずるものとする。

3 県は、家族農業経営に係る農業者、農業経営の支援を行う事業者その他の多様な農

2
(略)

(園芸作物等の産地の形成)

第十一條 県は、園芸作物等の産地の形成を図るため、需要に応じた生産及び供給の促進、新品種及び優良品種に関する情報の提供、品質の向上の促進その他必要な施策を講ずるものとする。

第十二条 県は、畜産の健全な発展を図るために、需要に応じた生産及び供給の促進、家畜衛生の向上、畜産物の流通体制の整備、家畜排せつ物の利用の促進その他必要な施策を講ずるものとする。

第十三条・第十四条（略）

二四三 畜生、淫慾意欲及

する農業者等の育成及び確保を図るため、農業経営の安定化、規模の拡大及び効率化の促進、創意工夫を生かした経営の複合化及び多角化の促進その他必要な施策を講ずるものとする。

第十三条・第十四条（略）

(多様な財政運営の確立)

する農業者等の育成及び確保を図るため、農業経営の安定化、規模の拡大及び効率化の促進、創意工夫を生かした経営の複合化及び多角化の促進その他必要な施策を講ずるものとする。

2
(略)

6

業者等により農業生産活動が行われるよう、必要な施策を講ずるものとする。

(技術及び知識の向上)

第十七条 県は、農業生産の振興に資する技術及び知識の向上を図るため、研究開発の推進、大学及び民間等との連携の強化その他必要な施策を講ずるものとする。

2 県は、農業者等が農業生産の振興に資する技術及び知識を取得し、有効に活用することができるよう、普及指導員等の技術及び知識の向上をはじめとする体制の充実を図るとともに、巡回指導、相談、農場展示、講習会の開催その他の手段により農業者等に対する技術及び知識の普及に努めるものとする。

(農地の有効利用等)

第十八条 (略)

2 県は、良好な営農条件を備えた農地、農業用水その他の農業資源を確保するため、生産基盤の機能の維持及び向上に資する計画的な整備及び保全の推進その他必要な施策を講ずるものとする。

第十九条・第二十条 (略)

(野生鳥獣による被害の防止)

第二十一条 県は、野生鳥獣による農業及び農村の生活環境に係る被害の防止を図るた

め、被害の防止に関する知識及び経験を有する人材の育成、野生鳥獣の習性等を踏まえた被害防止策の開発及び普及、被害の原因となつてている野生鳥獣の適正な捕獲等の促進その他必要な施策を講ずるものとする。

(新たな価値の創出を図るための取組の促進)

第二十二条 県は、農業者等による農業及び農村の資源を有効に活用して行う新たな価値の創出を図るため、農業者等が行う次に掲げる取組の促進について必要な施策を講

(技術及び知識の向上)

第十六条 県は、農業生産の振興に資する技術及び知識の向上を図るため、研究開発の推進、大学及び民間等との連携の強化その他必要な施策を講ずるとともに、それらの成果の普及に努めるものとする。

(農地の有効利用等)

第十七条 (略)

2 県は、良好な営農条件を備えた農地、農業用水その他の農業資源を確保するため、生産基盤の機能の維持及び向上に資する計画的な整備の推進その他必要な施策を講ずるものとする。

第十八条・第十九条 (略)

(野生鳥獣による被害の防止)

第二十条 県は、野生鳥獣による農産物の被

害の防止を図るため、被害の防止に関する知識及び経験を有する人材の育成、野生鳥獣の習性等を踏まえた被害防止策の開発及び普及、被害の原因となつている野生鳥獣の適正な捕獲等の促進その他必要な施策を講ずるものとする。

(新たな価値の創出を図るための取組の促進)

第二十一条 県は、農業者等による農業及び農村の資源を有効に活用して行う新たな価値の創出を図るため、農業者等が行う次に掲げる取組の促進について必要な施策を講

するものとする。

— ४ —

するものとする。

う農業の振興及び農村の活性化に向けた支援

う農業及び農村の活性化に向けた支援

第二十五条
附 則

(略)

(略)

この条例は、公布の日から施行する。